

電力市場における競争状況と今後の課題について
(参考資料編)

平成18年6月

公正取引委員会

目 次

参考資料 1	アンケート調査の概要	1
参考資料 2	自由化の経緯	2
参考資料 3	30分同時同量について	3
参考資料 4	一般電気事業者の供給区域ごとの特定規模需要	4
参考資料 5	特定規模需要の内訳	5
参考資料 6	供給者選択可能性に関する需要家(事業者)アンケート調査結果	6
参考資料 7	需要家(消費者)アンケート結果	9
参考資料 8	一般電気事業者の供給区域ごとの特別高圧業務用の料金推移	12
参考資料 9	一般電気事業者が小売料金を設定する際に考慮する事項	13
参考資料 10	満足度に関する需要家(事業者)アンケート調査結果	14
参考資料 11	JEPXの市場分断時における価格調整	15
参考資料 12	「適正な電力取引についての指針」(抜粋)(自家発余剰関係)	16
参考資料 13	各国電力取引所の情報開示の比較	18
参考資料 14	PPS等の電源開発	19
参考資料 15	「適正な電力取引についての指針」(抜粋)(常時バックアップ関係)	20
参考資料 16	電力系統接続及び国際取引に係るEU規則(連系線混雑管理関係抜粋)	21
参考資料 17	託送料金の推移	22
参考資料 18	供給区域外の需要家からの供給要望に対する一般電気事業者の対応	23
参考資料 19	2003年新EU電力指令による域内統一市場構築に向けた政策	25
参考資料 20	英国における小売市場全面自由化について	26

アンケート調査の概要

1. 需要家アンケート

内容：電力，ガス，電気通信（固定電話，携帯電話，インターネット接続回線）の横断的な需要家満足度調査。

期間：平成18年3月

対象者

	対象者数	回収	回収率(%)
一般消費者 ^{注1}	1,085	1,013	93.4
事業者 ^{注2}	5,000	1,305	26.1

(注1) 当委員会の消費者モニターを活用

(注2) (株)東京商工リサーチ所有の事業者データから、資本金3億円超の事業者1000社、資本金3億円以下の事業者1600社、個人事業者2400者を任意に抽出。

なお、アンケートの対象事業者（回収分1305事業者）の自由化・規制下区分については以下のとおりである。

自由化分野・規制分野区分

	自由化分野	規制分野	区分について無回答	合計
電力	412(31.6%)	645(49.4%)	248(19.0%)	1,305
ガス	122(9.3%)	465(35.6%)	718(55.0%)	1,305

(注) 本アンケート調査のデータにおいては、事業者のもつ事業所（本社、支店、工場など）のうち、自由化対象となる事業所が1事業所でもあれば、自由化分野の事業者としている。

2. 電気事業者等アンケート

内容：競争実態に係る基礎的データの調査。

期間：平成18年3月

対象者

	対象者数	回収	回収率(%)
一般電気事業者（沖縄電力を除く）	9	9	100
特定規模電気事業者（PPS）	13	13	100
電力系統利用協議会（ESCI）	1	1	100
日本卸電力取引所（JEPX）	1	1	100

自由化の経緯

1. 卸供給の自由化

電気事業は、電気事業者に対して発送電一貫の独占供給を認める一方で、料金規制等によりその弊害を排除する事業規制が行われてきたが、1995年4月に電気事業者以外の事業者が一般電気事業者に対して電気を卸売することが可能となることを内容とする電気事業法の改正が行われた（施行は1995年12月）。一般電気事業者に対して電力を卸売する新規参入者は独立発電事業者（IPP）と呼ばれている。

2. 小売事業の自由化

その後、国際的に遜色のないコスト水準を目指して、1999年5月に特定規模需要に対する電気の小売供給事業の自由化を内容とする電気事業法の改正が行われた（施行は2000年3月）。電気の小売供給事業を行う新規参入者は特定規模電気事業者（PPS）と呼ばれている。また、新規参入者が需要家へ電気を供給するための送電設備は、一般電気事業者の既存の送電設備を使用することになることから、一般電気事業者に対して、その際の契約条件等を定めた接続供給約款を届け出ることを義務付けた。なお、自由化対象となる特定規模需要の対象範囲については、その後も段階的に拡大されている。

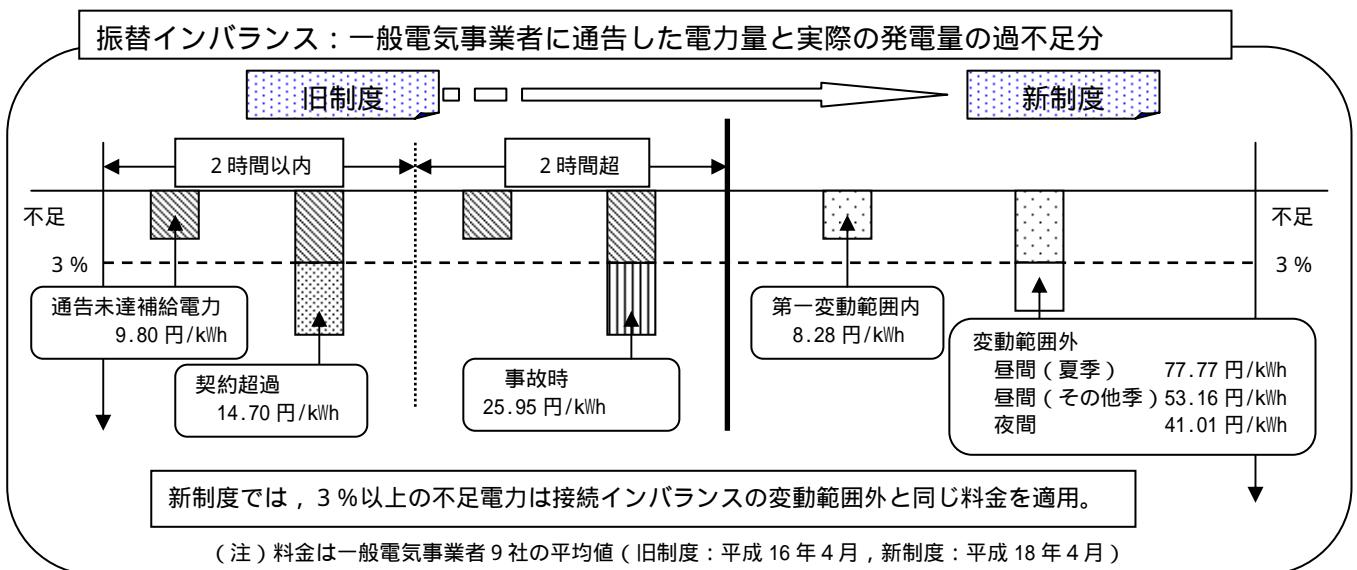
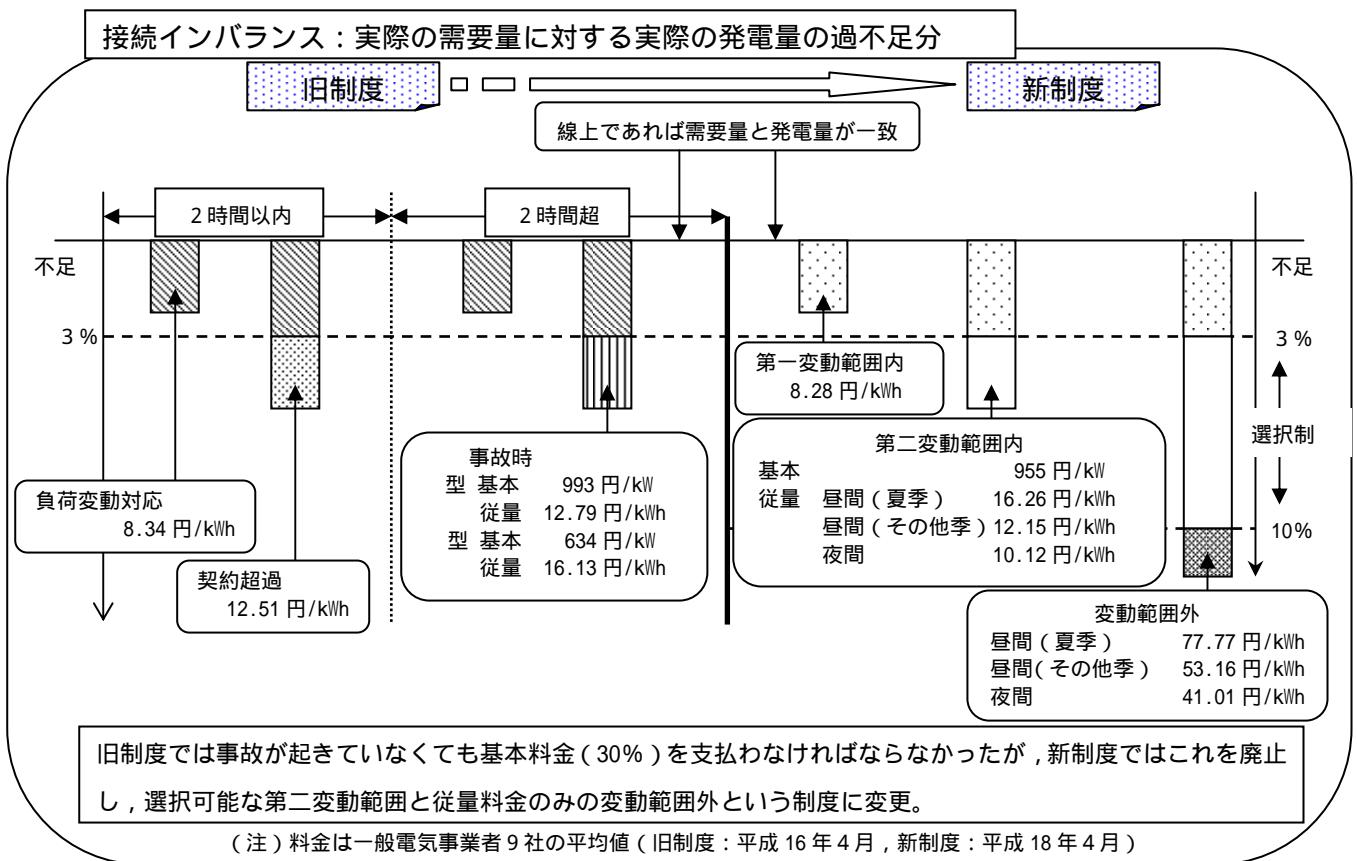
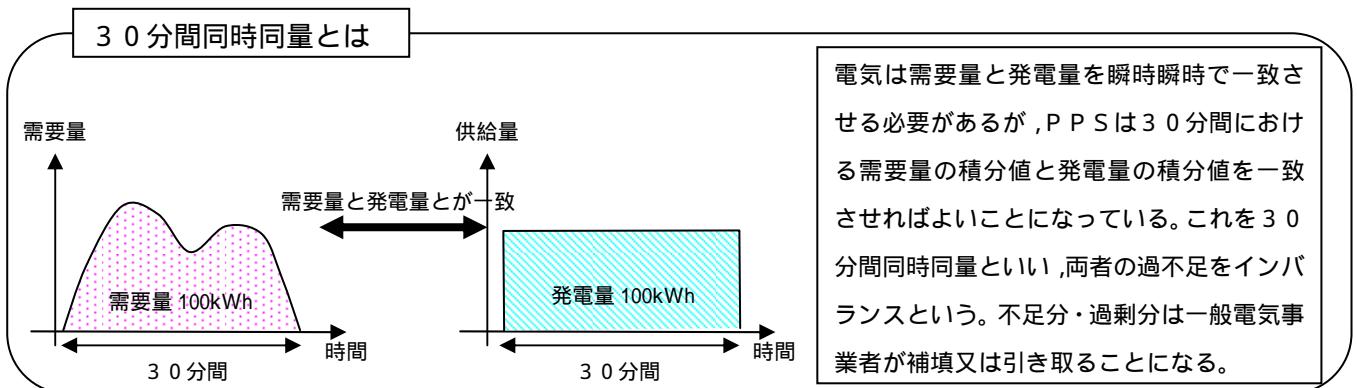
3. 競争環境の整備

さらに、2003年6月には一般電気事業者の託送供給（接続供給及び振替供給）に伴う行為規制及び送配電部門と他部門との内部相互補助を防止するための会計分離の導入、送配電部門に係るルールの策定等を行う送配電等業務支援機関の設立を内容とする電気事業法の改正が行われた（施行は2005年4月）。また、一般電気事業者の供給区域を跨ぐごとに課金される振替供給料金制度を廃止したほか、全国規模で卸電力の取引を行う私設任意の卸電力取引市場が開設された。

	施行時期	主な改正内容	小売自由化 対象需要家	市場 規模 ^(注)
1	1995年12月	・一般電気事業者に対する卸供給の自由化		
2	2000年3月	・小売供給の自由化 ・一般電気事業者に対して、新規参入者が送配電設備を利用する際の契約条件等を定めた接続供給約款の届出を義務付け。	特別高圧需要（契約電力2000kW以上）	26%
	2004年4月		高圧需要（契約電力500kW以上）	40%
3	2005年4月	・託送供給に伴う行為規制の導入 ・送配電部門と他部門との会計分離 ・送配電業務支援機関の設立 ・振替供給料金の廃止 ・卸電力取引市場の開設	高圧需要（契約電力50kW以上）	63%

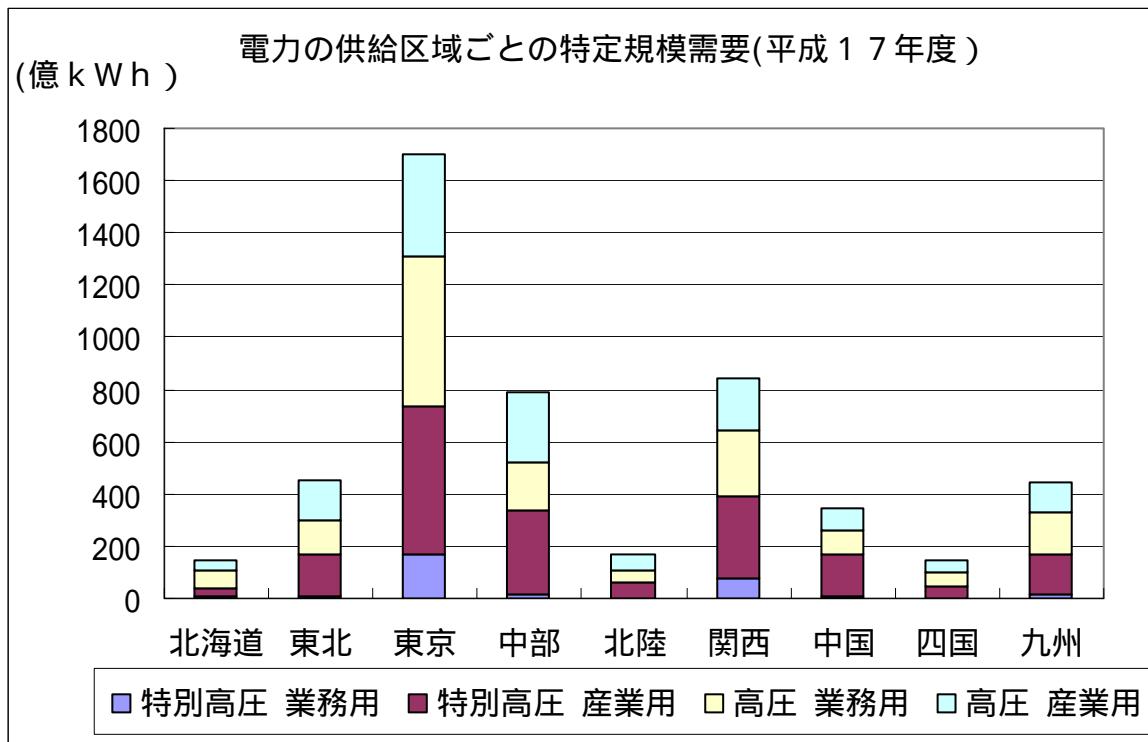
（注）電力小売の自由化部門と規制部門を合わせた全販売電力量に占める自由化部門の電力量。

30分間同時同量等について



一般電気事業者の供給区域ごとの特定規模需要

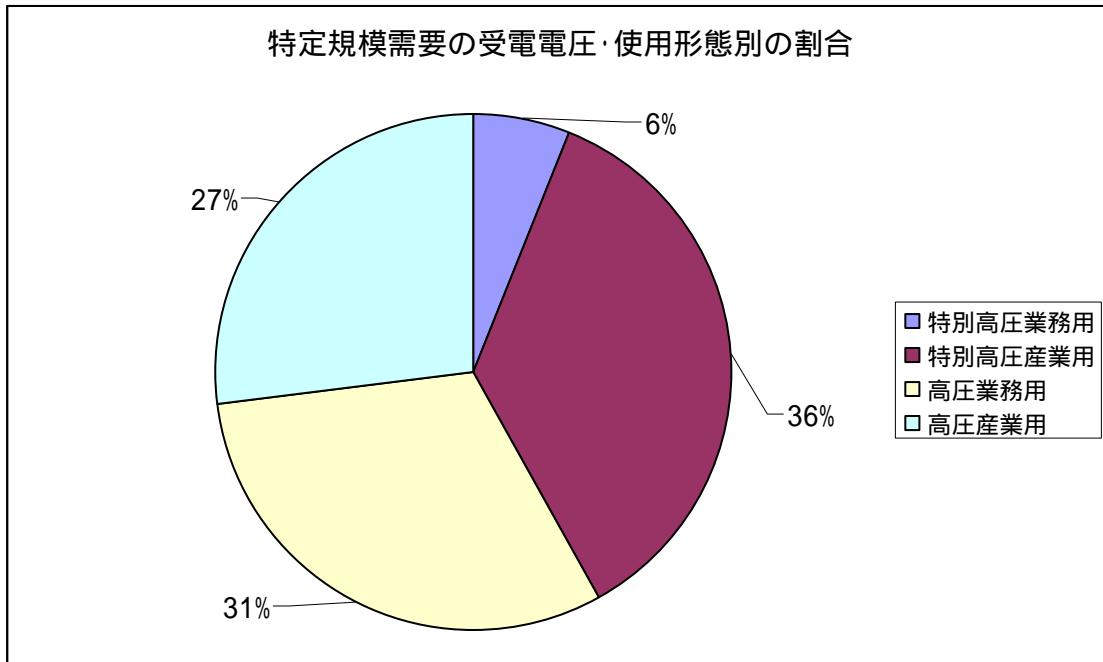
自由化対象の需要である特定規模需要については、一般電気事業者ごとに大きなばらつきがある。3大都市圏のある東京電力の供給区域、関西電力の供給区域、中部電力の供給区域においては相当規模の当該需要があるものの、北海道電力の供給区域、北陸電力の供給区域、四国電力の供給区域では少ない。



(出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査(3月))

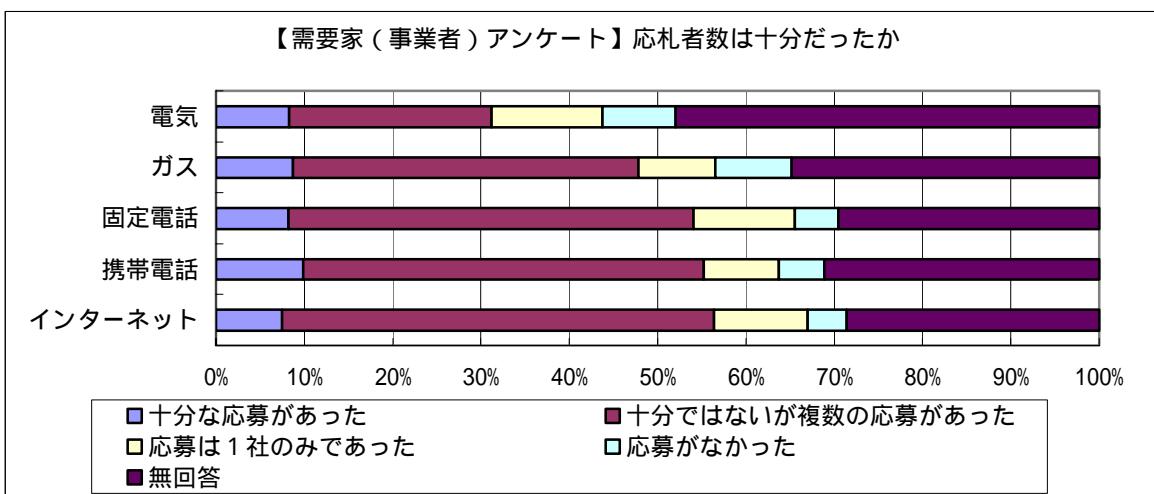
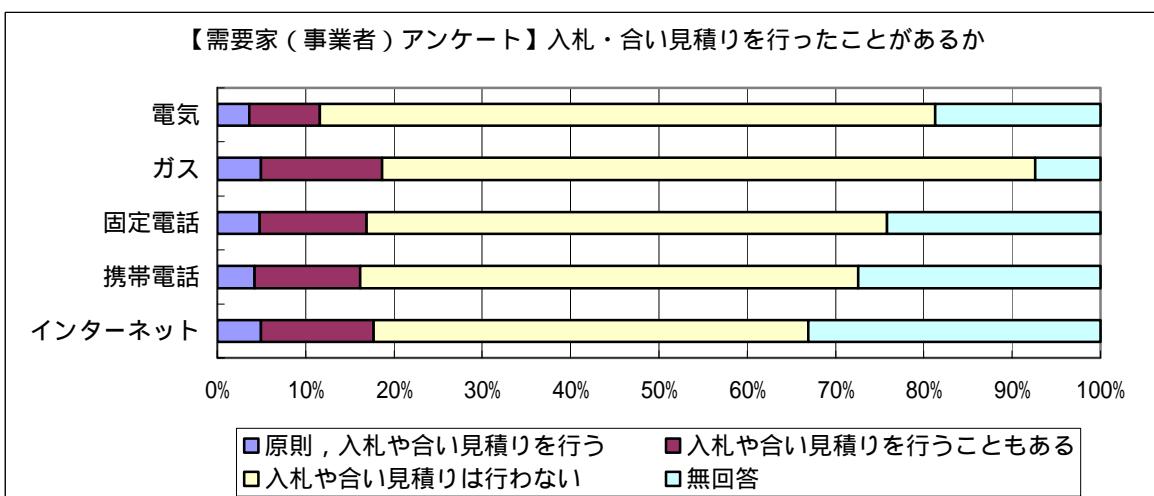
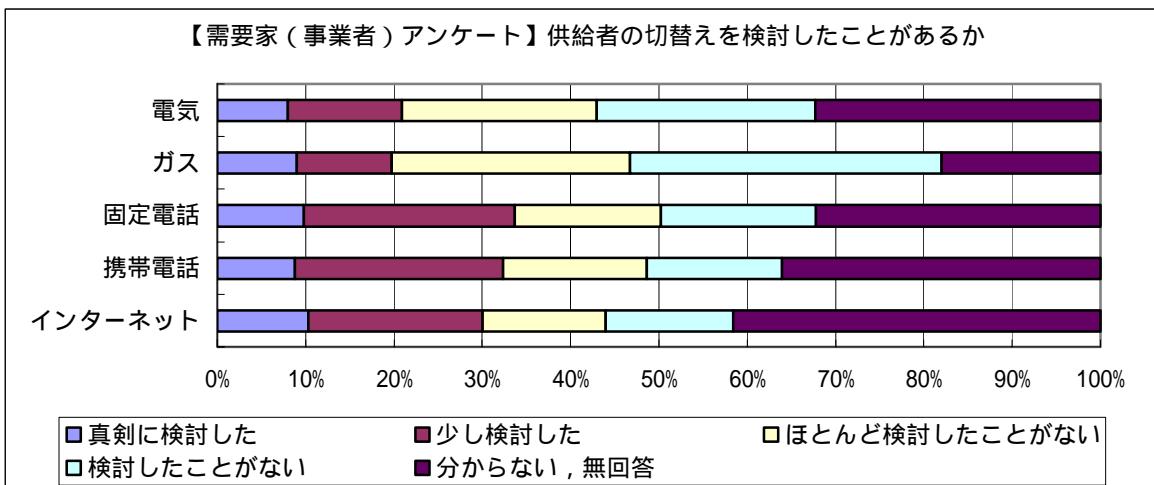
特定規模需要の受電電圧・使用形態別の割合

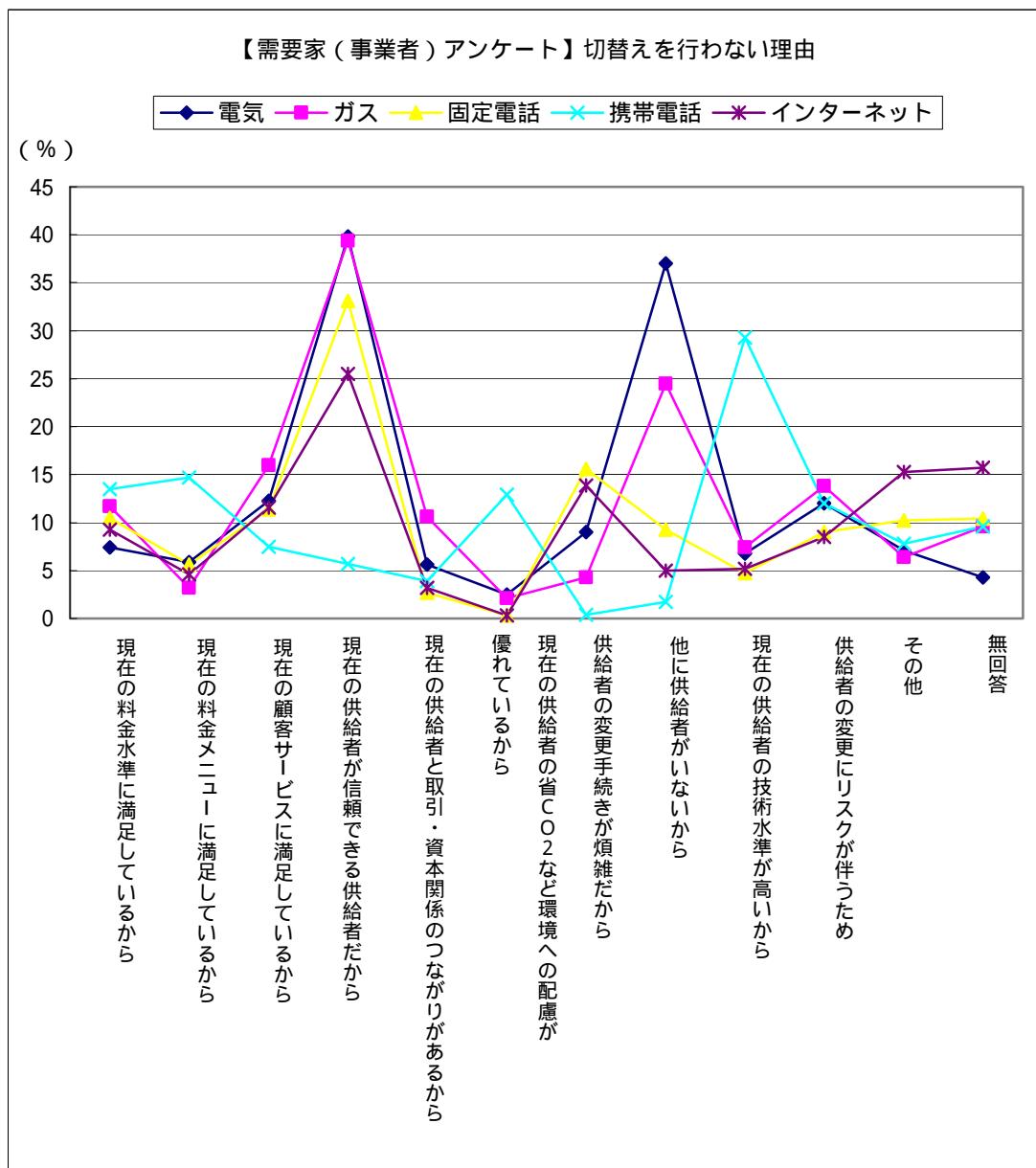
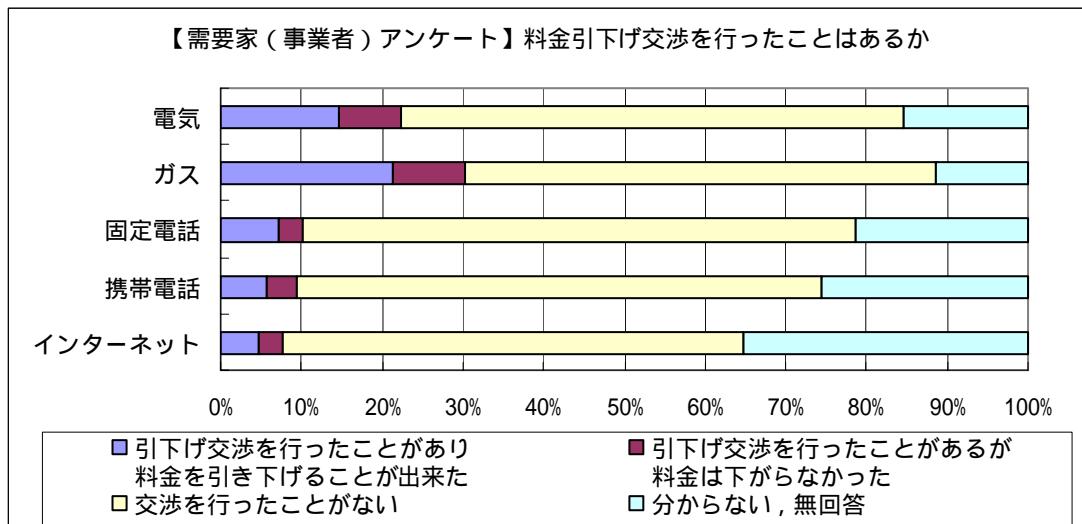
平成 17 年度から自由化範囲が拡大されたことにより、全国の総販売電力量のうち約 6 割が自由化された。自由化された需要の内訳を需要家の受電電圧・使用形態別にみると、特別高圧産業用が 36 % と最も多く、次いで高圧業務用、高圧産業用となっている。PPS の参入が比較的進んでいる特別高圧業務用の割合は最も少なく、約 6 % となっている。



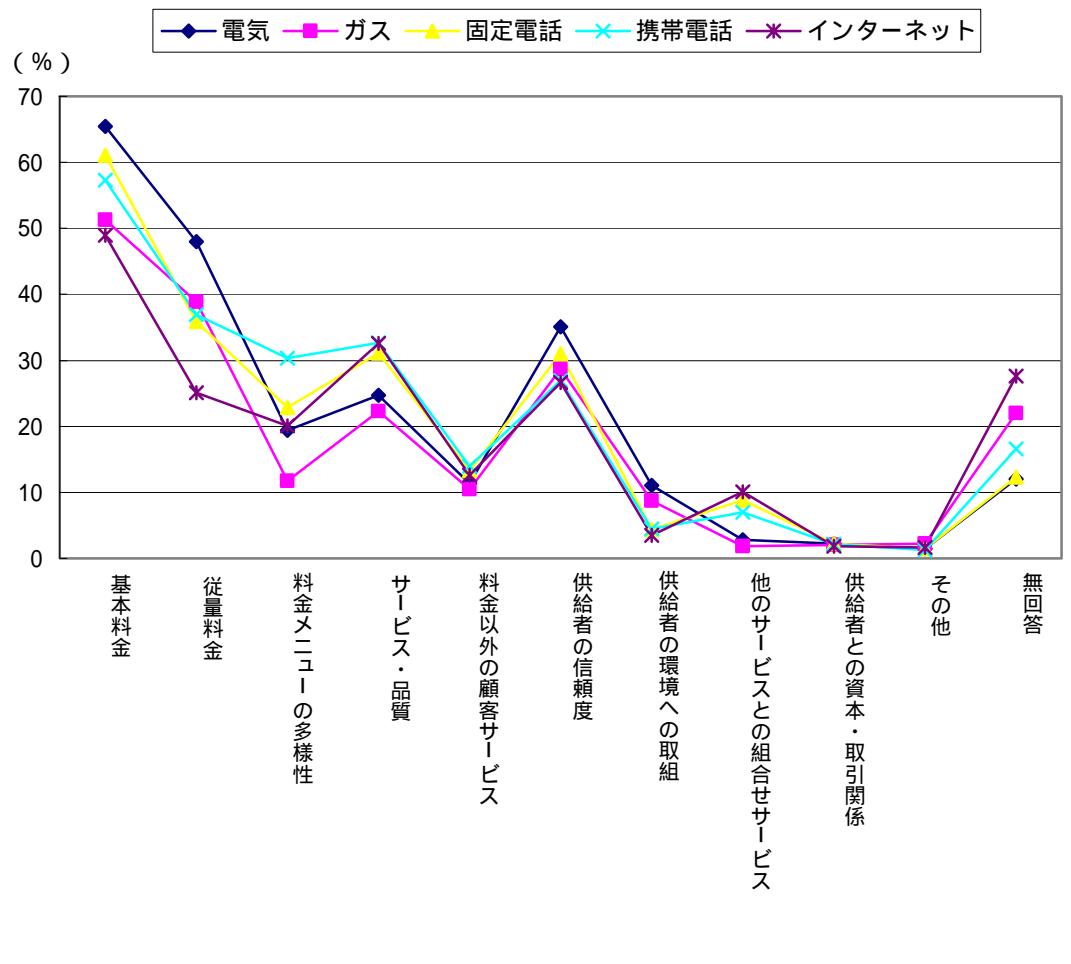
(出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査（3月）)

供給者選択可能性に関する需要家（事業者）アンケート調査結果





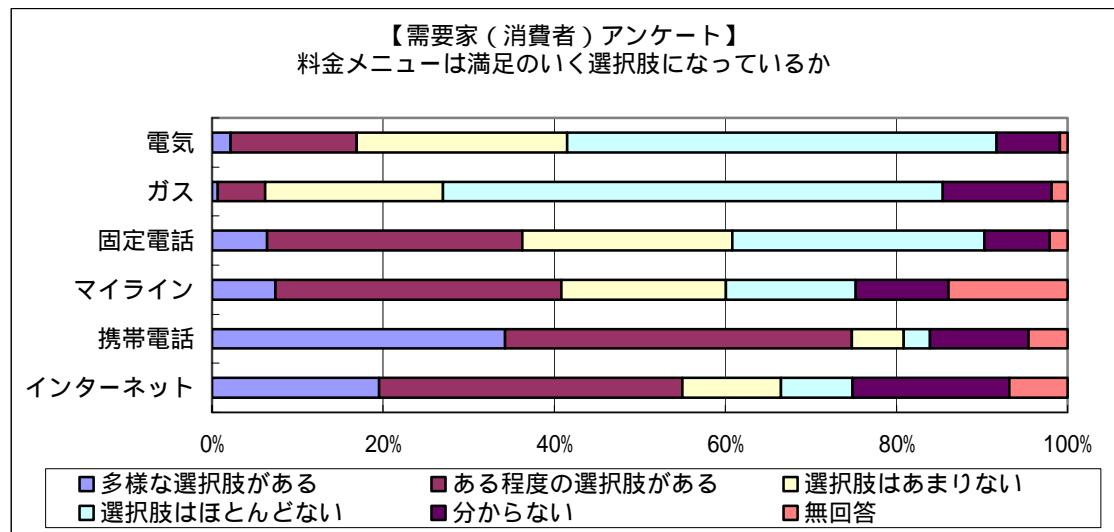
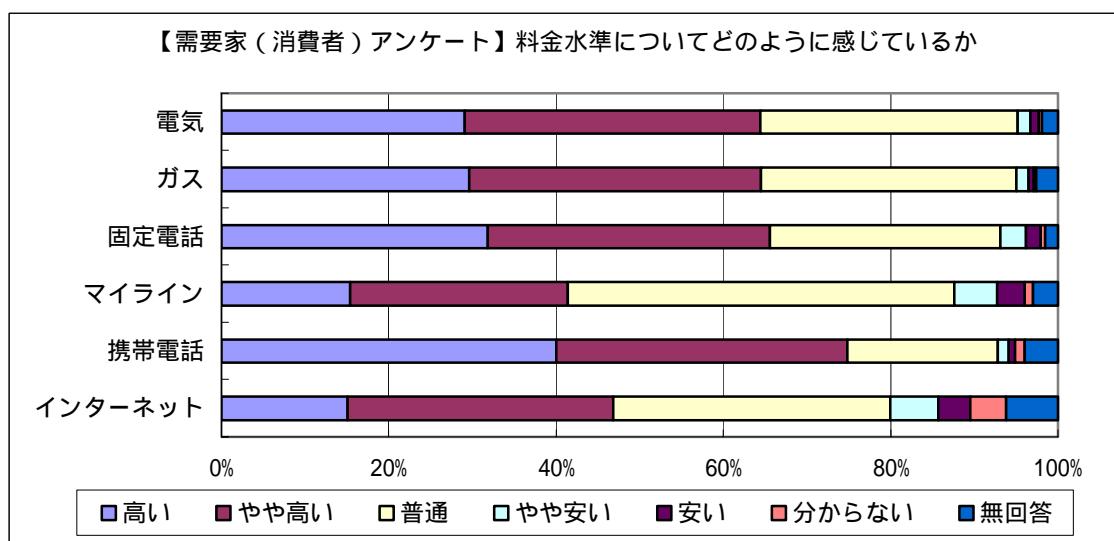
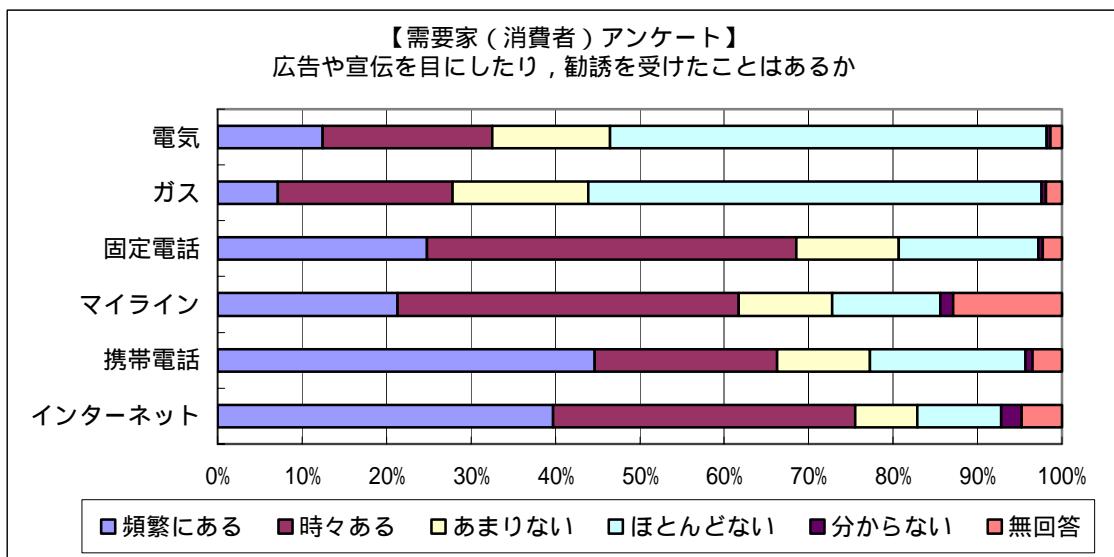
【需要家（事業者）アンケート】
供給者を選択する場合に重要だと思われることは何か

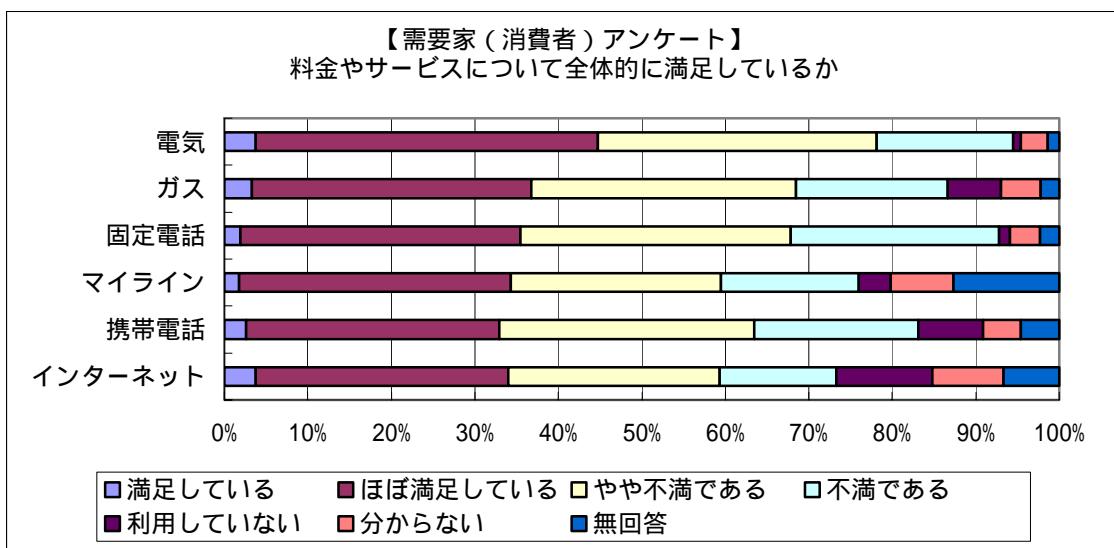
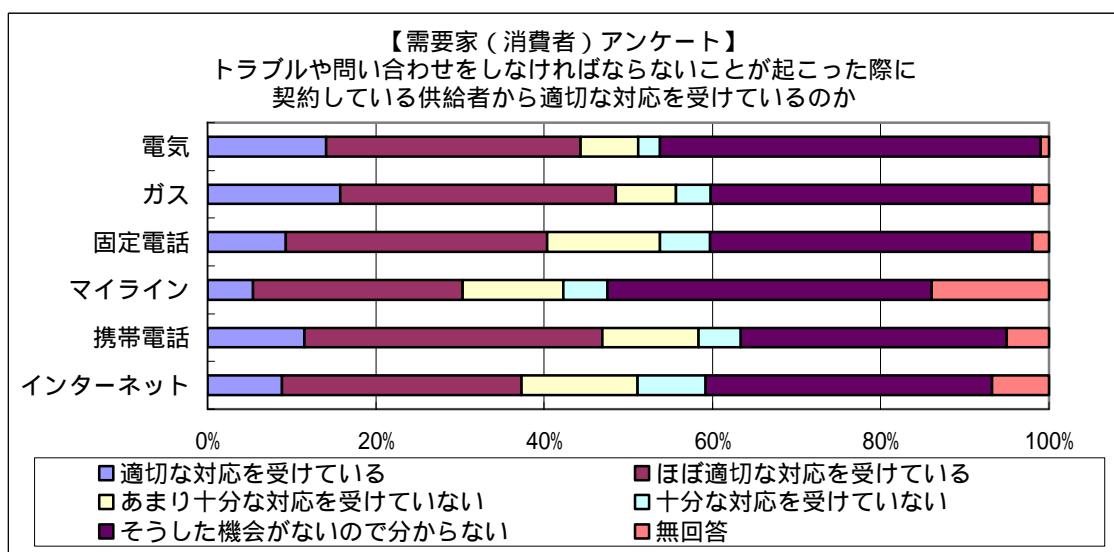
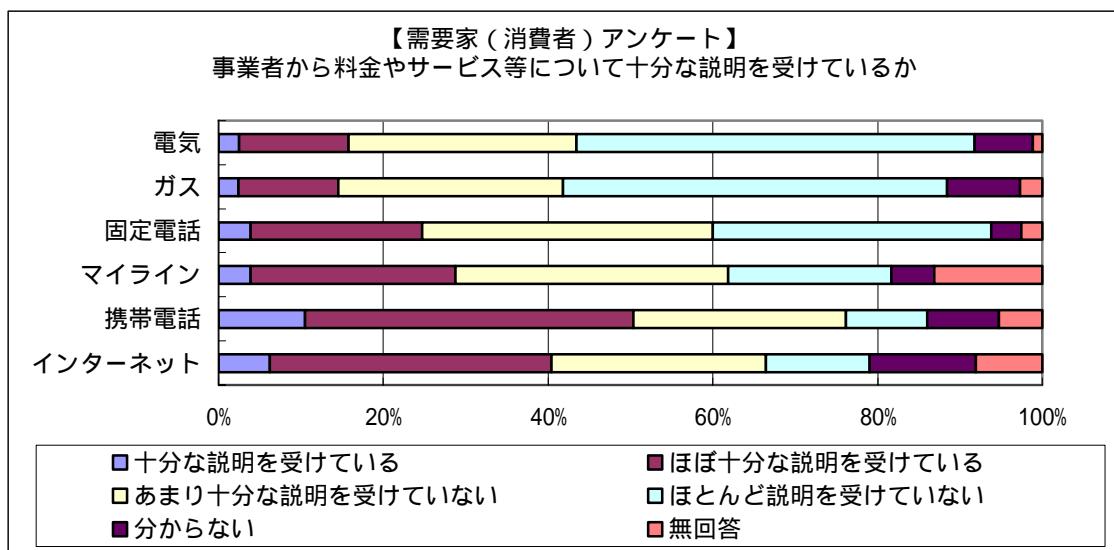


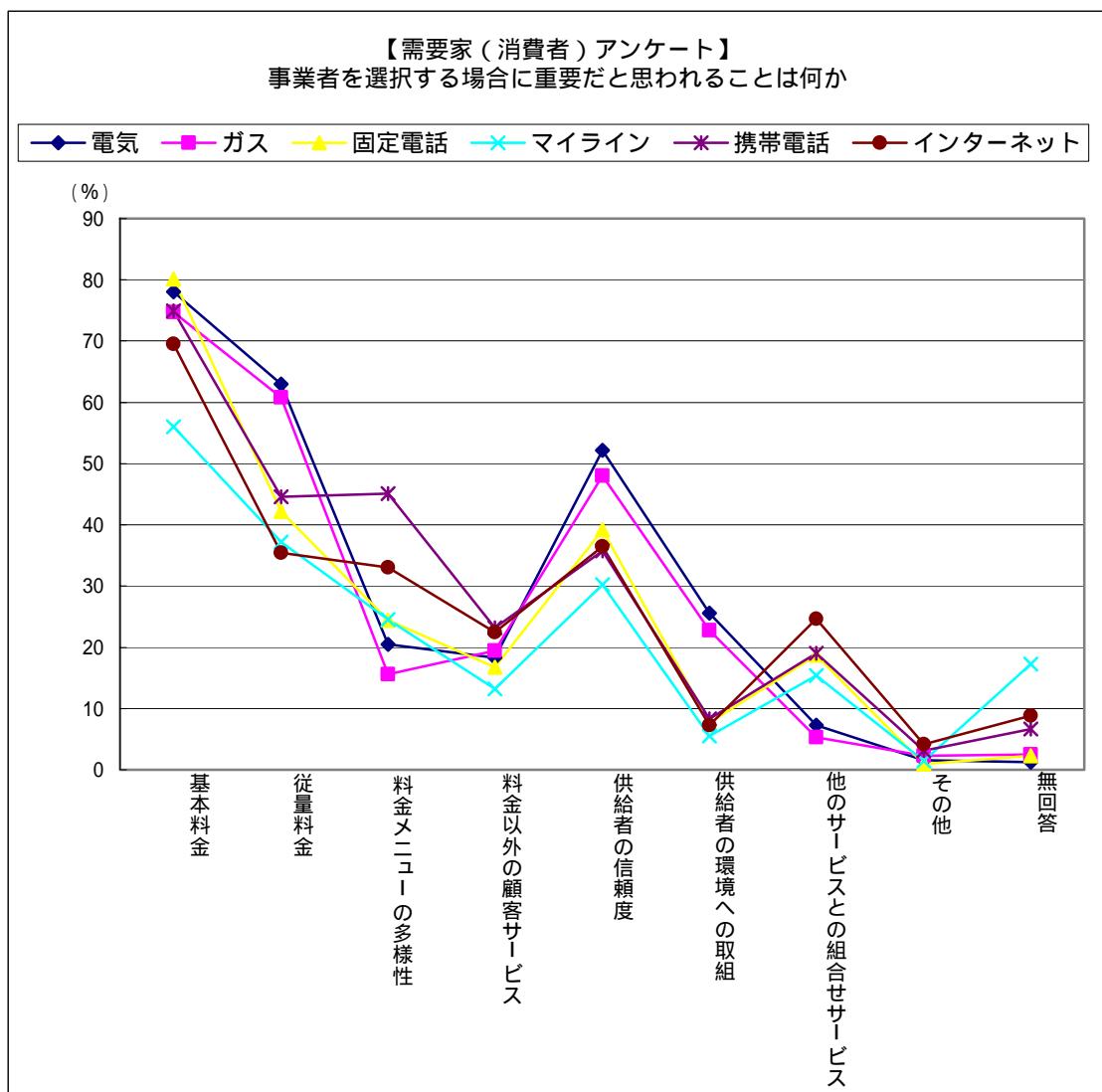
（出所：公正取引委員会需要家アンケート調査（3月））

（注）電気・ガスについては自由化区分の需要家（事業者）の回答

需要家（消費者）アンケート調査結果



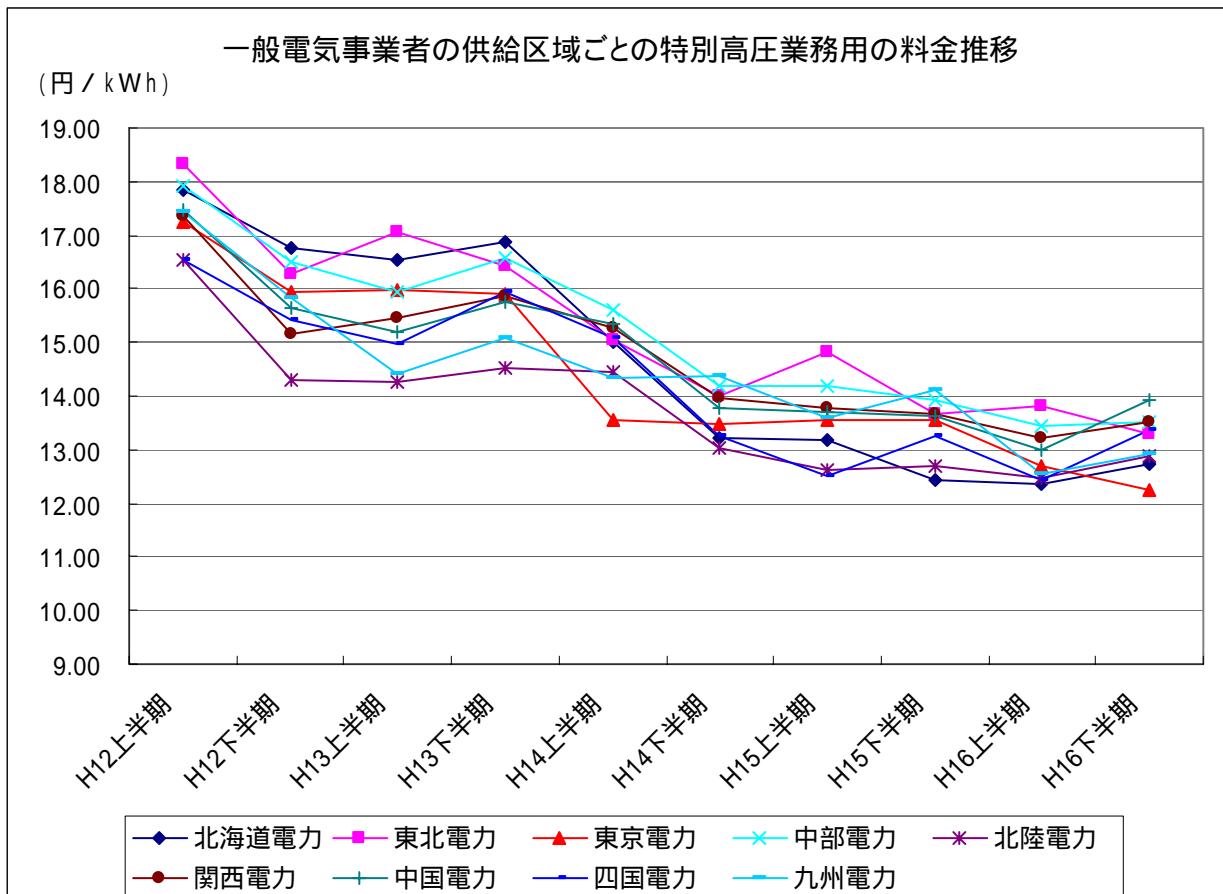




（出所：公正取引委員会需要家アンケート調査（3月））

一般電気事業者の供給区域ごとの特別高圧業務用の料金推移

経済産業省の実施している「電力需要調査」における平成16年下半期の特別高圧業務用の電気料金の平均値については、PPSの参入が比較的進んでいる東京電力の料金が、一般電気事業者の中では最も安くなっている。なお、平成12年上半期から平成16年下半期にかけての下げ幅をみると、最も下げ幅が大きかったのは北海道電力の5.10円/kWhで、最も小さかったのは四国電力の3.16円/kWhであった。



(出所：経済産業省「電力需要調査」)

一般電気事業者が小売料金を設定する際に考慮する事項

表1のとおり、全社が「一日の負荷の状況」、「年間の負荷の状況」を考慮するとしている。また、ほとんどの一般電気事業者が「年間の最大電力」、「年間の消費電力量」を考慮するとした。「需要家の電気の使用目的」を考慮するとした一般電気事業者は3社に留まる。なお、「需要家の電気の使用目的」を考慮するとした3社は、実際には業務用と産業用（電灯需要と電力需要）とでは負荷率の違いがあるためとしている。

表1 一般電気事業者が小売料金を設定する際に考慮する事項

一日の負荷の状況	年間の負荷の状況	年間の最大電力	年間の消費電力量	需要家の電気の使用目的	その他
9 / 9	9 / 9	8 / 9	8 / 9	3 / 9	2 / 9

（出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査（3月））

表2 「需要家の電気の使用目的」を考慮する理由

基本的な料金設定の考え方としては、使用目的というよりは、電力使用量の変化や原単位、負荷率の状況、季節間使用状況、年間の使用時間などといった電気の使用形態と、電灯、電力、電灯・電力併用需要といったグルーピングを考慮して設定している。

電灯需要、電力需要、電灯・電力併用需要などの区分により料金設定を行っているが、これは負荷の特性等により料金を公平に算定するという従来からの料金算定ルールに基づくもの。

電灯需要と電力需要では、電気の使用形態の相違により、年間負荷率等が異なるため。

（出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査（3月））

（参考）

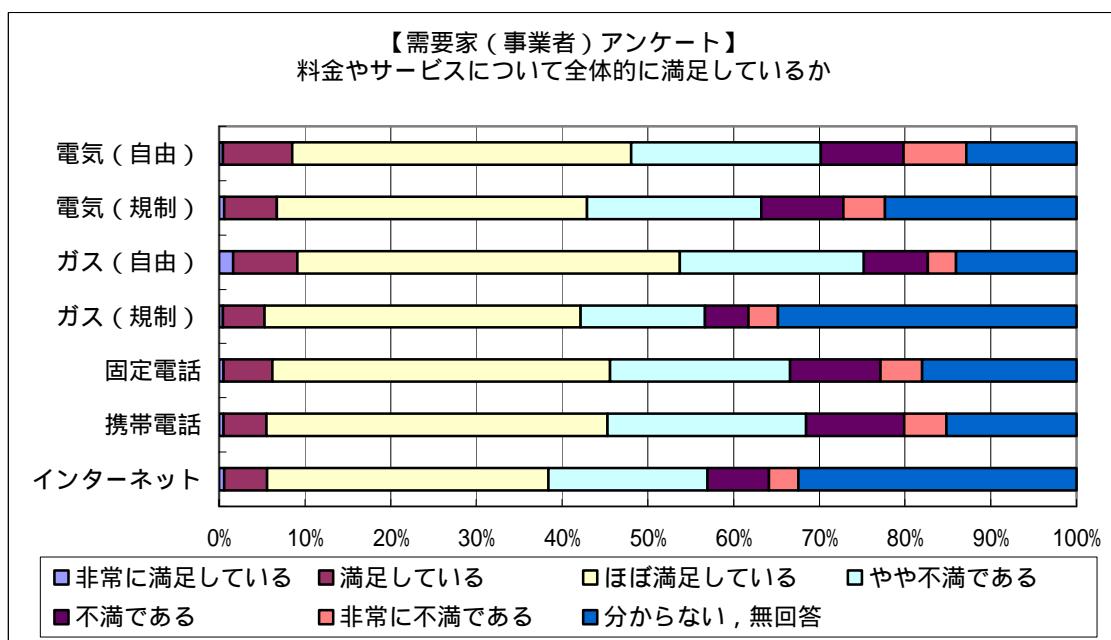
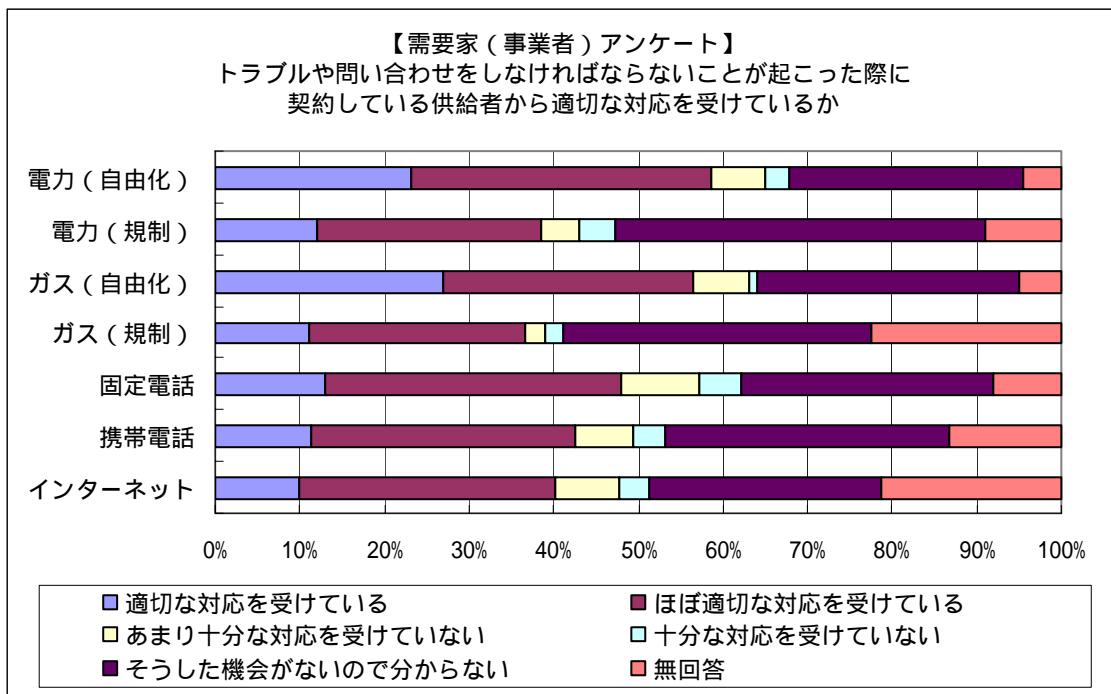
規制部門の小売料金の設定に関しては一般電気事業供給約款料金算定規則において定められている。

一般電気事業供給約款料金算定規則（抜粋）

第19条第2項

事業者は、低圧需要原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の軽量方法等による低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

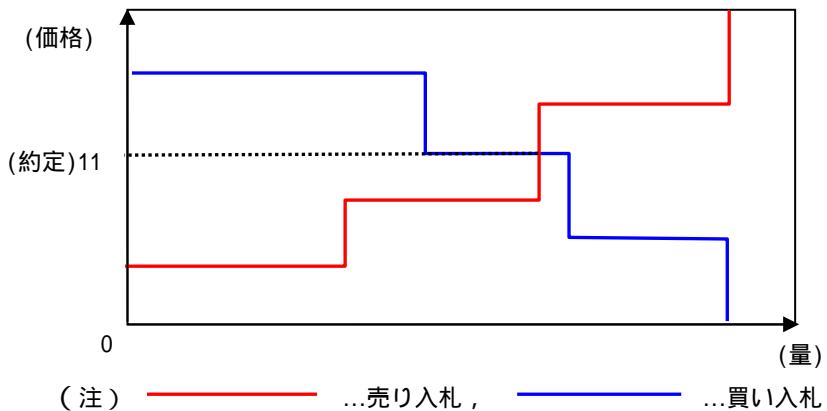
満足度に関する需要家（事業者）アンケート調査結果



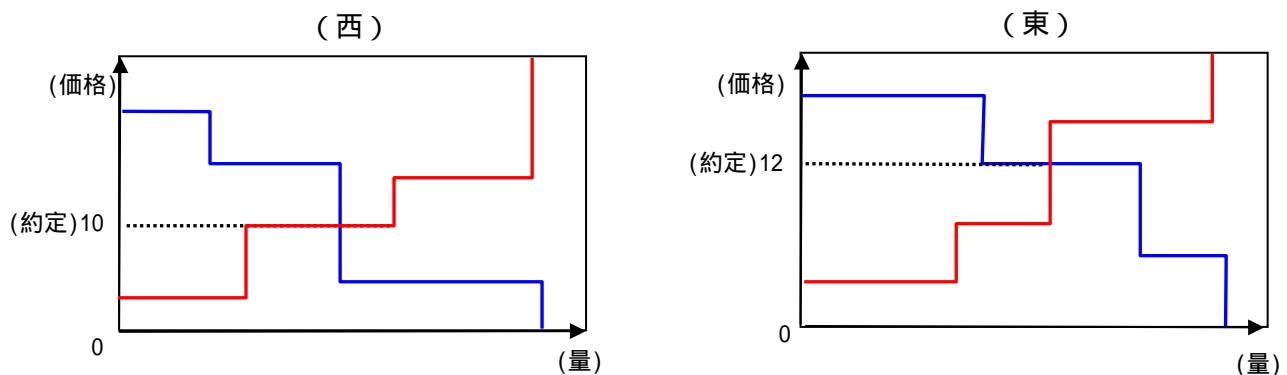
(出所：公正取引委員会需要家アンケート調査（3月）)

J E P X (卸電力取引所) の市場分断時における価格調整

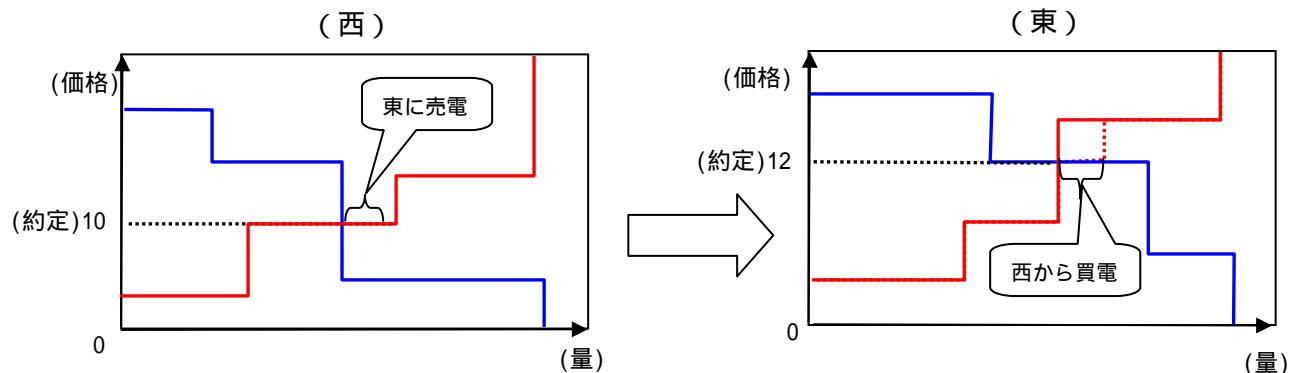
J E P X 取引における約定量が連系線の送電可能容量の範囲内であれば全国を一市場として売りー買いの入札カーブが交差する点が約定価格となる。(例: 11 円)



J E P X 取引において連系線の送電可能容量が 0 である場合 , エリアごとに市場を分断し , エリアごとに売りー買いの入札カーブが交差する点が約定価格となる。(例: 西 10 円 , 東 12 円)



市場分断においても , 連系線に送電可能容量がある場合は , エリアごとに市場を分断して約定させた後 , 送電可能容量の分は , 送電する。(例: 約定価格が西 10 円 , 東 12 円の場合 , 送電可能分について , 西 東に送電する。この場合 , 西の販売者は 10 円で販売し , 東の購入者は 12 円で購入する。差額の 2 円は J E P X の収入となる。)



「適正な電力取引についての指針」(抜粋)(自家発余剰関係)

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

自家発補給契約の解除・不当な変更

自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の故障等の際の電力補給のため、自家発補給契約を締結することが必要となるが、突発的な事態に対応するための供給予備力の保有が困難なこと、託送料金の負担などから一般電気事業者以外の事業者による類似のサービスの提供が実質的に困難な状況にある。

このような状況において、一般電気事業者が、新規参入者から電力の供給を受け、若しくは新規参入者に対して電力を供給し、又は自家発電設備を活用して新規参入を図ろうとする自家発電設備を有する者（以下「特定自家発電設備保有者」という。）に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打切りを示唆すること、又は従来料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、自家発電設備を有する需要家が新規参入との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引、差別対価等）。

特定自家発電設備保有者に対して、自家発補給契約を打ち切ること。

特定自家発電設備保有者との自家発補給契約（単独の自家発補給契約）の料金を、一般電気事業者からの全量供給に付随する場合の自家発補給契約の料金と比較して、同じ需要形態であるにもかかわらず、高く設定すること。

需給調整契約の解除・不当な変更

素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが一般電気事業者と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとって重要な契約になっている。また、新規参入者が電力を調達する先は、主として大規模な自家発電設備を設置する需要家であるが、そのほとんどすべてが一般電気事業者と需給調整契約を締結している状況にある。

（注）需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに一般電気事業者の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については安価に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。

一般電気事業者が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、このような状況のもと、一般電気事業者が、新規参入者から電力の供給を受けようとして、又は新規参入者に対して電力を供給しようとする自家発電設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打切りを示唆することは、当該需要家が新規参入者との電力

取引や自らの新規参入を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い、取引妨害等）。

需要家が一般電気事業者以外の新規参入者から部分供給を受ける場合に、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。

余剰電力の販売先を既存の一般電気事業者から新規参入者に変更する自家発電設備を有する需要家に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。

自家発電設備の電力容量を増強して、余剰電力を新規参入者に販売する自家発電設備を有する需要家（従前、一般電気事業者から電力を購入していた場合を含む。）に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。

増強した自家発電設備の電力容量を活用して新規参入しようとする自家発電設備を有する需要家（従前、一般電気事業者から電力を購入していた場合を含む。）に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。

余剰電力購入契約の不当な変更等

一般電気事業者に卸売を行う事業者（卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電設備を有する需要家等。以下「卸事業者」という。）は、発電電力の一部を新規参入者に卸売したり、直接需要家に供給することにより新規参入することが可能であり、電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。

しかしながら、一般電気事業者が、新規参入者に卸売しようとしたし、又は直接需要家に供給しようとする卸事業者に対して、自己が供給を受ける分の購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は購入料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、卸事業者が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別対価等）。

各国電力取引所の情報開示の比較

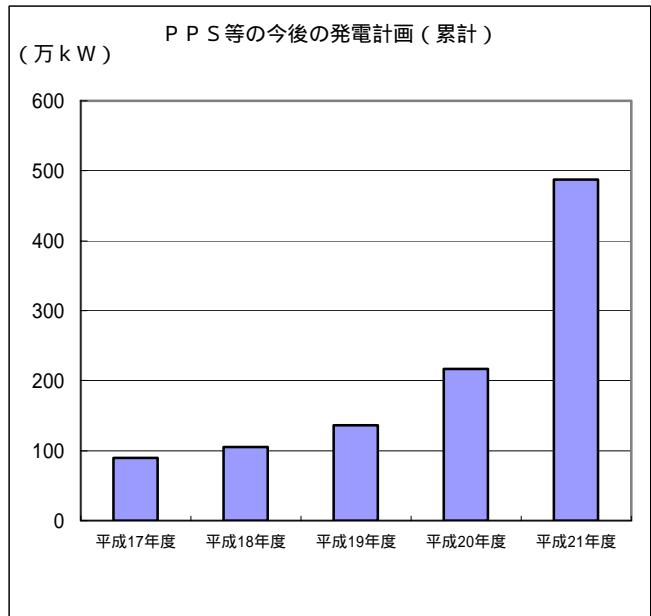
国	取引所	スポット取引における情報公開範囲
日本	J E P X	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間、ピーク時、24時間の各時間帯の取引価格の平均のみ公表（個別時間帯の価格は情報会員（有料）にのみ公表）。 ・売買入札カーブの一部については取引会員だけに通知。
北欧 4 力国	N o r d P o o l	<ul style="list-style-type: none"> ・取引価格及び量を随時公表。 ・売買入札カーブについては取引会員だけに通知。
ドイツ	E E X	<ul style="list-style-type: none"> ・取引価格及び量を随時公表。 ・売買入札カーブについては取引会員だけに通知。
オランダ及び英国	A P X	<ul style="list-style-type: none"> ・取引価格及び量を随時公表。 ・売買入札カーブについても公表（オランダ分のみ）。
フランス	P o w e r n e x t	<ul style="list-style-type: none"> ・取引価格及び量を随時公表。 ・売買入札カーブについては取引会員だけに通知。
米国	P J M	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の取引価格を公表。 ・売買入札カーブについては公表していない。

（出所：各取引所）

（注）北欧 4 力国とは、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク

P P S 等の電源開発

1. P P S 等の電源立地計画

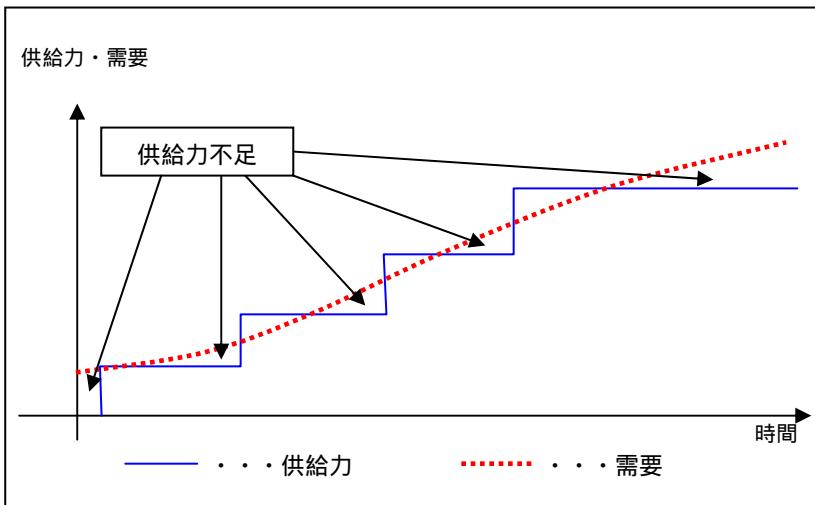


発電所の建設には、用地取得、環境アセスメント等により長期間を要する。左図は平成18年度以降のP P S等の電源の運転開始予定を年度ごとに表したものである。平成17年度時点では90万kWであるが、平成21年度以降、約270万kWの発電所の運転開始が予定されている。

（出所：資源エネルギー庁制度改革評価小委員会資料）

（注）平成17年度は11月時点のもの。

2. 供給力の増加と需要の増加の不一致



左図は縦軸に供給力と需要の増加。横軸に時間の経過をとり、発電所の運転開始による供給力が増加（階段状の線）と需要の増加（曲線）を示したものである。供給力が階段状に増加するのに対して、需要はなだらかに伸びていくため、断続的に供給力が不足する時期が生じる。

今後、P P Sの電源開発が進み供給力が確保されてきたとしても、需要の増加との間に不一致が生じるため、断続的に供給力不足の時期が生じる。そのため、ある程度の供給力が備わったとしても、供給力不足を解消するための代替的供給力確保手段が恒常に必要。なお、一般電気事業者は、このような需給の不一致を解消する手段として、小売自由化後も電気事業法第28条の電気事業者相互の協調の精神に基づき、相互に電気の融通を行っている。

「適正な電力取引についての指針」(抜粋)(常時バックアップ関係)

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) 新規参入者への卸売

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

常時バックアップ

電力の卸売市場が未整備であり、既存の一般電気事業者が新規参入者及び需要家に供給し得る発電設備のほとんどすべてを確保し、かつ既存の一般電気事業者の供給区域を越えて競争が行われていない状況においては、新規参入者が常時バックアップの供給元を一般電気事業者以外に見いだすことが困難であることから、ほとんどの新規参入者は、常時バックアップを既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況にある。

このような状況において、一般電気事業者に供給余力が十分にあり、他の一般電気事業者との間では卸売を行っている一方で、新規参入者に対しては常時バックアップの供給を拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。

(注) 取引拒絶等に該当するかどうかは、平成17年4月から開始される卸電力取引市場等の電力の卸売市場の動向等を踏まえて、個々の取引における一般電気事業者の行為が不当に新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかにより判断されることになる。

新規参入者に対して、常時バックアップの供給を拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。

同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金(注)を設定すること。

(注) 常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップにおいては発生しない需要家の供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。

複数の需要家へ供給している新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようすること。

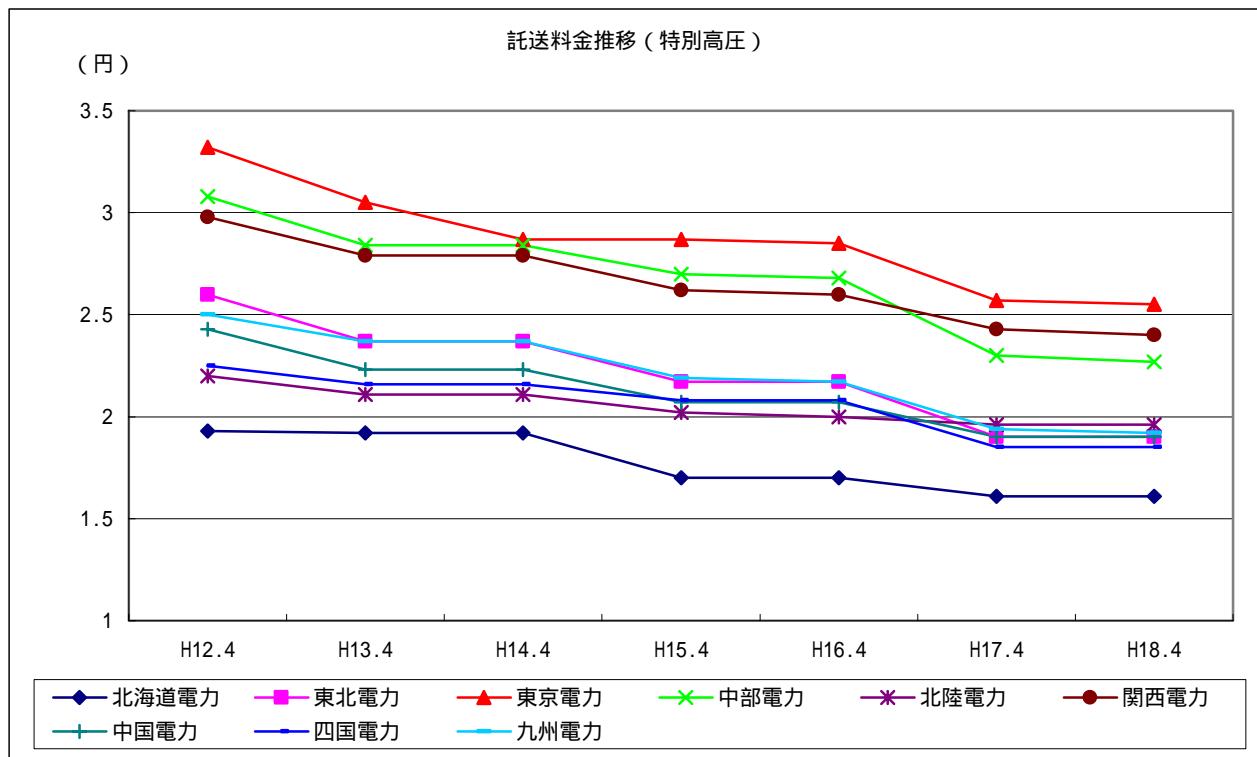
複数の需要家へ供給する新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず、一般電気事業者が一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に新規参入者に対し精算金を課すこと。

電力系統接続及び国際取引に係る EU 規則 (連系線混雑管理関係抜粋)

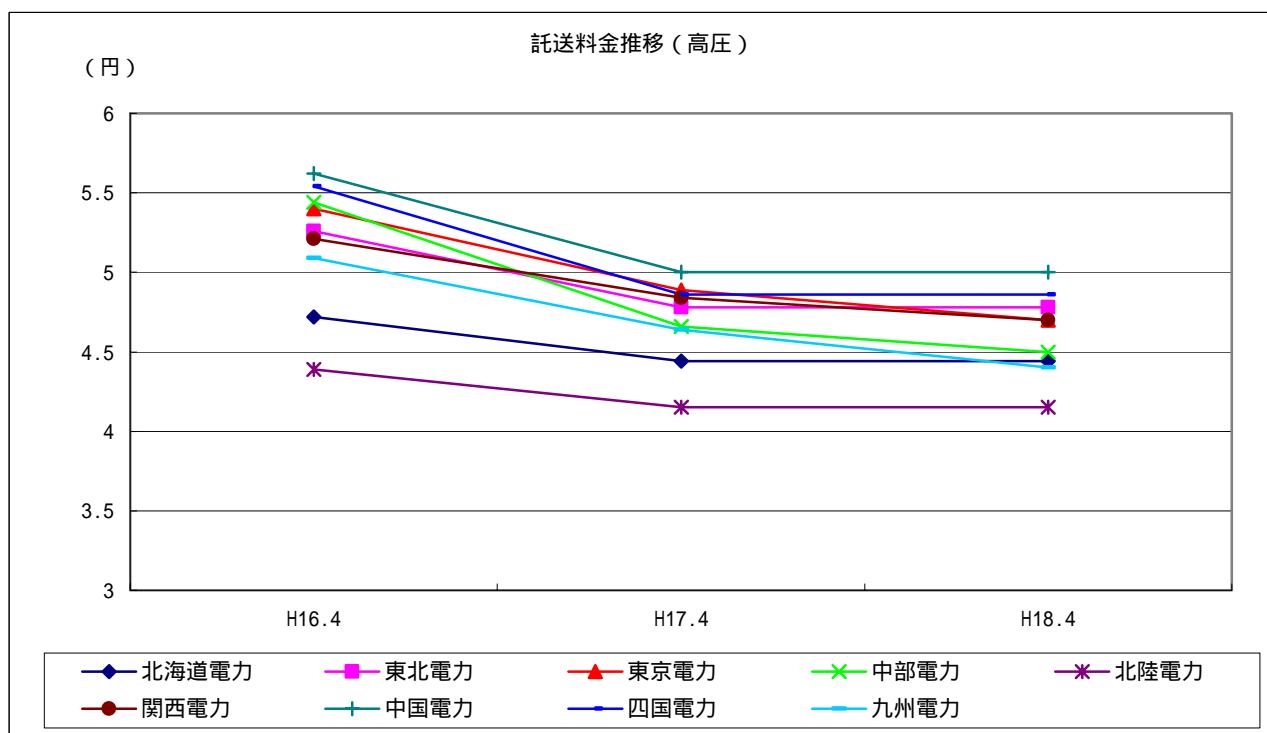
**REGULATION (EC) No 1228/2003 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2003
on conditions for access to the network for cross-border exchanges in electricity****Article 6****General principles of congestion management**

1. Network congestion problems shall be addressed with non-discriminatory market based solutions which give efficient economic signals to the market participants and transmission system operators involved. Network congestion problems shall preferentially be solved with non transaction based methods, i.e. methods that do not involve a selection between the contracts of individual market participants.
 2. Transaction curtailment procedures shall only be used in emergency situations where the transmission system operator must act in an expeditious manner and redispatching or countertrading is not possible. Any such procedure shall be applied in a non-discriminatory manner.
Except in cases of 'force-majeure', market participants who have been allocated capacity shall be compensated for any curtailment.
 3. The maximum capacity of the interconnections and/or the transmission networks affecting cross-border flows shall be made available to market participants, complying with safety standards of secure network operation.
 4. Market participants shall inform the transmission system operators concerned a reasonable time ahead of the relevant operational period whether they intend to use allocated capacity. Any allocated capacity that will not be used shall be reattributed to the market, in an open, transparent and non-discriminatory manner.
 5. Transmission system operators shall, as far as technically possible, net the capacity requirements of any power flows in opposite direction over the congested interconnection line in order to use this line to its maximum capacity. Having full regard to network security, transactions that relieve the congestion shall never be denied.
- 6. Any revenues resulting from the allocation of interconnection shall be used for one or more of the following purposes: (a) guaranteeing the actual availability of the allocated capacity; (b) network investments maintaining or increasing interconnection capacities; (c) as an income to be taken into account by regulatory authorities when approving the methodology for calculating network tariffs, and/or in assessing whether tariffs should be modified.**

託送料金の推移



(出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査(3月))



(出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査(3月))

供給区域外の需要家からの供給要望に対する一般電気事業者の対応

表1のとおり、域外の需要家から小売供給をして欲しいとの打診・要請又は見積りの請求を受けたとする一般電気事業者は9社中8社に上る。供給区域外の需要家からの供給要望は表2のとおり増加傾向にあるが、このような域外の需要家からの供給要望に対して、「供給条件の交渉を行い、料金見積りを提出した」とする一般電気事業者は3社に留まる。これに対して「供給条件の交渉は行わなかった」とする回答は6社に上り、各社は表3にあるとおりその理由を挙げている。

表1 域外の需要家からの供給要望に対する一般電気事業者の対応

「ある」と回答した一般電気事業者		8社
複数回答可	対応方法について回答した一般電気事業者	6社
	供給条件の交渉を行い、料金見積りを提出した一般電気事業者	3社
	給条件の交渉を行なったが、料金見積り提出には至らなかった一般電気事業者	1社
	供給条件の交渉は行わなかった一般電気事業者	6社
対応方法について回答のなかった一般電気事業者		2社
「ない」と回答した一般電気事業者		1社

(出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査(3月))

表2 域外の需要家から供給要望の件数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
0件	3	3	3	1	1	1
1件以上10件未満	0	0	0	1	0	2
10件以上30件未満	0	0	0	2	2	2
30件以上50件未満	0	0	0	0	1	0
50件以上	0	0	0	0	0	0
件数を把握していない	4	4	4	3	3	2
無回答	2	2	2	2	2	2

(出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査(3月))

¹ ここでいう「供給条件の交渉を行わなかった」には、標準メニュー等は示したもの、更に細かな料金を提示しなかったものを含んでいる。

表3 供給条件の交渉を行わなかった理由

年間を通じて安定的かつ低廉な電気を供給できるか等，慎重に検討しなければならないと考えている。
供給開始希望時期等のスケジュールが合わなかった。
需要家の求める料金水準が満たせなかった。
当社の供給区域内に需要家の事業所等がなく，交渉や供給後のフォロー営業など，営業効率上の課題，制約があった。
需要家からの要望があれば見積りを提出する用意はある。当社の検討状況については，「需要家の需要変動を把握するための通信設備等の設備投資や，販売体制の抜本的な見直しも伴うことから，販売見込や競合他社との価格競争力，採算性を考慮しつつ，競争力のある水準で供給するためのノウハウを検討するなど準備を進めているところである。」旨説明している。現在のところ，需要家には当社の状況について理解いただき，「競争力のある水準で供給できるようになったら連絡が欲しい」との依頼を受け，引き続き競合他社の情報収集やコストダウンなど競争力の強化を進めている。
域外供給に関する需要家からの問い合わせ内容は，託送等の電力市場自由化制度全般に関するものや官公庁の電力購入入札における形式的な域外供給の意思確認など一般的な内容が大半であり，需要家から需要規模や負荷実態など具体的条件の提示を受けての域外供給に関する打診は僅少である。

2003年新EU電力指令による域内統一市場構築に向けた政策

1. 1996年EU電力指令

EUでは、域内電力単一市場の形成を目指し、1996年EU電力指令において、
 第三者 systematic access開放義務（託送制度の整備）
 小売部門の開放
 送電部門のアンバンドリング（会計分離・機能分離）
 等が掲げられ、各国において市場開放に向けた取組がなされた。

2. 2003年新EU電力指令

その後、各国の市場開放度に格差が生じる等の問題が生じたため、更なる市場開放を目的とした新EU電力指令が2003年に成立した。同指令では、一層開放されたより競争的な市場の構築のために、以下のような項目を挙げている。すなわち、

小売部門の全面自由化（2004年7月家庭部門以外自由化、2007年7月全面自由化）

送配電部門のアンバンドリング（機能分離・法的分離）

各国に電気事業の利害から独立した規制機関の設置を義務付け

については、競争市場の範囲の拡大により競争的な市場の構築を図るものである。すなわち、競争が不十分なために電力価格の高騰が生じているが、価格規制によって対処するのではなく、競争を推進することにより対処する、との考え方に基づくものである。

については、各国電気事業者の垂直統合が、国ごとの市場分立の要因であると考えられるため、アンバンドリングを行うことにより、域内統一市場の構築を図る、との考え方に基づくものである。

については、市場統合を進めるべく国際連系線容量管理・割当規則を策定すること、市場の透明性を高めるべく発電所容量等重要な情報を公表すること等を各国の独立規制機関が中立・公平に行うことにより、競争環境を整備するとの考え方に基づくものである。

上記の新EU電力指令に基づいて、EU各国では、については小売市場の自由化、については送配電部門のアンバンドリングが進められており、また、については独立規制機関も各国において既に設置され、規則等も整備されている。

英国における小売市場全面自由化について

英国では、1999年に小売市場が全面的に自由化され、2000年には公益事業法により配電事業者の持つ一般供給ライセンスが供給ライセンスと配電ライセンスに分離された。なお、ガス小売事業についても同時期に全面自由化されている。旧一般供給事業者（配電会社）から分離した供給会社については、外資（米独仏）の電力会社により大手6社（British Gas, Powergen, Scottish and Southern Energy, Npower, EDF energy, Scottish Power）の内3社が買収されて経営主体が変更され、残りの2社は英國旧公社、1社が民営化されたガス会社である。2003年の価格は、小売部分自由化前の1990年と比較して26%，既存事業者の価格も小売全面自由化開始前の1998年と比較して8%それぞれ低下した¹。

英国においては、家庭需要家の供給先変更率も累積で51%（データはいずれも2003年）²に上了。一般消費者には、価格比較サイトにより価格情報が提供されている他、各社とも他社との価格比較、割引特典を付けること等の情報が豊富に掲載されている。（表参照）

英国における既存企業及び新規参入者による顧客開拓の取組

事業者	所属グループ	顧客獲得に向けた取組
Powergen社	独EON社が買収	電力会社では、変動価格と固定価格の選択制、ガスとの一括契約（ガスとの一括契約で3%割引、更にデビットカードでの支払い10%割引等）、コンサルティングサービス（エネルギー消費効率についての調査・回答、省エネ機器への切替え等）、ポイントサービスを提供しているが、多分野への展開は少ない。
London Energy社	仏EDF社が買収。 英国では他にSeaboard Energy, SWEB Energy, EDF Energyのブランドで事業展開。	省エネのアドバイス（壁と天井に断熱材を入れることで熱量のロスを45%カット等）、ネクターポイント（ネットショッピング用のポイント）、先払い（先払い用メーターに基づく使用分のみ支払う仕組。通常は需要家が年4回の支払時にメーター使用量を通知し、計画値とのずれを次回の支払時に補正する。）。
Npower社	独RWE社が買収。	セールスポイントとして、低価格、支払オプション、無料省エネアドバイス等のサービスのほか、（ドイツの）公営企業であることを挙げている。また、（顧客確保のため）電気・ガス両方を毎月のデビットでの支払で年間契約すると60ポンド割引く旨広告している。
British Gas社	元国営ガス会社のBritish Gasを1998年に分割民営化して誕生。 家庭用電力・ガスはBritish Gasのブランドで販売。	現在2009年4月まで価格を凍結する契約の申込みを受け付けており、ガス単体では2.3%，電気・ガス両方では3.5%割引あり。ほかに通信のonetel社と共にでの夜間・週末の英国内無料通話、家電のCurrys社と共にでの省エネ家電の割引販売（定価の2,3割引）、British Gas個人ローンの割引レート適用、新型熱供給ボイラーの購入者への断熱空洞壁の無料設置等のサービスあり。
Telecom plus社 (新規参入者)	1996年に低料金で通信分野に参入。	固定電話、携帯電話、インターネット、フリーダイヤル番号サービスと並んで電力、ガスを供給。電力供給先は20万世帯であり、小売シェアの98%を占める大手6社よりも低価格での電力供給を顧客に保証し、他社との価格比較も可能。

（出所：各社ホームページ）

¹ Ofgem: Domestic Retail Market Report-September 2005, p.8

² Ofgem: Domestic Competitive Market Review 2004, p.55

需要家の変更率の高さは、ガス市場の全面自由化による電力・ガスのセット販売が行われるようになったこと等も要因とされている。また、既存事業者が、従前の配電区域内では利益最大化を目的として高価格戦略をとってきたことも原因とされている。この他、主に自宅訪問（売込全体の57%）、電話（同34%）により行われる勧誘³によること等も要因として考えられる。

需要家の消費パターンの把握については、契約電力100kW以下の需要家を対象にロード・プロファイリング方式（事前に小口需要家を対象に需要家種別ごとに需要パターンを推定する方式）が導入されており、供給者の変更に伴うメーター設置コストの負担がないため、供給者の切替を容易にしていると思われる。

近年、英国における小売価格は原油高、LNG高の中で上昇し、2005年には1998年の水準に戻っている。また、新規参入者15社のうち吸収された新規参入者は、Independent Energy社、Atlantic Electric & Gas等8社に上り、現行の7社のシェアは1%未満に過ぎない。他方、大手6社のシェアは一貫して99%以上に上っている。しかしながら、大手企業はいずれも全国を供給区域として競合しており、家庭用分野における大手6社のシェアは互いに拮抗し、顧客の供給先変更率も高いことから、既存の大手6社間で活発な競争が行われているということができる。

³ Ofgem: Domestic Competitive Market Review 2004, p.51